

卒業生子女入学特典制度/大学・短期大学 姉妹入学特典制度/寺院関係者入学特典制度 要項**■制度について(2019年4月入学者)**

制度名称	内容
卒業生子女入学特典制度	本学園の卒業生(中学・高校・短期大学・大学・大学院)の子女等を広く受け入れ、学生の本学への帰属意識を高めるための一環として行う入学特典制度です。対象者には、入学金のうち150,000円または100,000円を減免する特典を与えます。
大学・短期大学 姉妹入学特典制度	経済的な負担の軽減を図るため、申請時に本学(短期大学・大学・大学院)に在籍している者の姉妹が本学(短期大学・大学)に入学する場合、または姉妹が同時(2019年4月)に本学(短期大学・大学)に入学する*場合に、入学金のうち150,000円または100,000円を減免する特典を与えます。 ※同時(2019年4月)入学者については、対象となる入試に合格し、2019年4月に入学する姉妹のうち1名が対象となります。
寺院関係者入学特典制度	道元禅師の禅の精神を建学の理念とする学園として、建学理念を具現化するための、また、学生の本学への帰属意識を高めるための一環として行う、曹洞宗の僧籍を持っている者の親族(3親等内)を対象とした入学特典制度です。対象者には、入学金のうち150,000円または100,000円を減免する特典を与えます。

■申請資格【卒業生子女入学特典制度】【大学・短期大学 姉妹入学特典制度】【寺院関係者入学特典制度】

次の『対象となる入学試験』のAからケのいずれかの入学試験に合格し、2019年4月に入学をした者のうち、『申請資格』に該当する者。

【本制度の『対象となる入学試験』】

対象となる入学試験(2019年度入試)	特典内容【卒業生子女入学・姉妹入学・寺院関係者入学】
ア, (公募)推薦入試Ⅰ期	入学金(300,000円)の半額(150,000円)を減免
イ, (公募)推薦入試Ⅱ期	入学金(300,000円)のうち、100,000円を減免
ウ, AO入試Ⅰ期	入学金(300,000円)の半額(150,000円)を減免
エ, AO入試Ⅱ-a期	入学金(300,000円)のうち、100,000円を減免
オ, AO入試Ⅱ-b期	
カ, 指定校推薦入試	入学金(300,000円)のうち、150,000円または100,000円を減免 ※指定校推薦入試要項等をご確認ください。
キ, AO入試Ⅲ-a・Ⅲ-b・Ⅲ-c期	入学金(300,000円)のうち、100,000円を減免
ク, 一般入試A・B・C日程 一般入試A日程(学群入試)	入学金(300,000円)のうち、100,000円を減免
ケ, センター試験利用入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期	入学金(300,000円)のうち、100,000円を減免

【申請資格】

制度名称	申請資格
卒業生子女入学特典制度	上記の『対象となる入学試験』のAからケのいずれかの入学試験に合格し、2019年4月に入学をした者のうち、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者。 (1)本学園(中学・高校・短期大学・大学・大学院)を卒業した者の子女 (2)本学園(中学・高校・短期大学・大学・大学院)を卒業した者の孫 (3)本学園(中学・高校・短期大学・大学・大学院)を卒業した者のひ孫 (4)本学園(中学・高校・短期大学・大学・大学院)を卒業した者の姪 (5)本学園(中学・高校・短期大学・大学・大学院)を卒業した者の姉妹
大学・短期大学 姉妹入学特典制度	上記の『対象となる入学試験』のAからケのいずれかの入学試験に合格し、2019年4月に入学をした者のうち、次の(1)または(2)に該当する者。 (1)申請時に本学(短期大学・大学・大学院)に在籍している者の姉妹 (2)本学(短期大学・大学)に姉妹が同時(2019年4月)に入学した*場合 ※同時(2019年4月)入学者については、『対象となる入学試験』Aからケのいずれかの入学試験に合格し、2019年4月に入学した姉妹のうち1名が対象となります。

寺院関係者入学特典制度	上記の『対象となる入学試験』のあらゆるいずれかの入学試験に合格し、2019年4月に入学をした者のうち、曹洞宗の僧籍を持っている者の親族(3親等内)である者。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------

※「スカラシップ制度(新入生)」においてスカラシップ生として選抜された場合、「卒業生子女入学特典制度」「大学・短期大学姉妹入学特典制度」「寺院関係者入学特典制度」の特典を受けることはできません。

また、「卒業生子女入学特典制度」「大学・短期大学姉妹入学特典制度」「寺院関係者入学特典制度」は、2つ以上の制度の申請資格対象になる場合でも、重複して特典を受けることはできません。いずれか1つの制度を選択し、申請してください。

■申請書類

制度名称	申請書類
卒業生子女入学特典制度	①「卒業生子女入学特典制度 申請書」 ②「卒業生子女・姉妹・寺院関係者入学特典制度による入学金の一部返還願」 ③本学園(中学・高校・短期大学・大学・大学院)の卒業生の卒業証明書(2019年3月に本学園を卒業した場合も必要です) ④卒業生との関係(子女・孫・ひ孫・姪・姉妹)を公的に証明できる書類(戸籍謄本など)
大学・短期大学 姉妹入学特典制度	①「大学・短期大学 姉妹入学特典制度 申請書」 ②「卒業生子女・姉妹・寺院関係者入学特典制度による入学金の一部返還願」 ③申請者の姉妹の在籍証明書 ④姉妹との関係を公的に証明できる書類(戸籍謄本など)
寺院関係者入学特典制度	①「寺院関係者入学特典制度 申請書」 ②「卒業生子女・姉妹・寺院関係者入学特典制度による入学金の一部返還願」 ③曹洞宗の僧籍証明書 ④曹洞宗の僧籍を持っている者の親族(3親等内)であることを公的に証明できる書類(戸籍謄本など)

<申請書類に関する注意点>

- ◆提出書類については、提出前3カ月以内に発行されたもの(コピー不可)に限ります。また、必要に応じ、追加書類をお願いする場合があります。提出書類は返却いたしません。
- ◆①申請書、②返還願 については、本学ホームページよりダウンロード、または入試センターまでご請求ください。ダウンロードされた場合には、A4サイズ用の紙に印刷し、記入してください。
- ◆駒沢女子大学・駒沢女子短期大学の「卒業証明書」や「在籍証明書」の発行方法に関しましては、大学・短期大学のホームページをご覧ください。大学短大事務部 証明書係(042-350-7111)までお問い合わせください。
- ◆駒沢学園女子中学校・駒沢学園女子高等学校の「卒業証明書」の発行方法に関しましては、中学・高等学校のホームページをご覧ください。中高事務室 証明書係(042-350-7123)までお問い合わせください。
- ◆証明書記載の氏名が現在の戸籍上の氏名と異なる場合は、同一人物であることを証明する公的な書類を添付してください。

■申請期間・提出先

【申請期間】 2019年4月9日(火)～2019年4月23日(火) (郵送・締切日必着)

【申請書類提出先】 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 入試センター 〒206-8511 東京都稲城市坂浜238 TEL 042-350-7110

【窓口で申請する場合】 窓口：入試センター

受付時間：2019年4月9日(火)～2019年4月23日(火) ※土日を除く、平日の9:00～16:00

■申請の流れ

※卒業生子女入学特典制度、大学・短期大学 姉妹入学特典制度、寺院関係者特典制度の申請資格に該当し、2019年4月に入学した方が対象です。

- ①申請書、返還願を本学ホームページよりダウンロード、または入試センターまでご請求ください。
- ②申請期間に申請書類を提出してください(郵送・締切日必着)。
- ③申請書類受理後、申請書類提出締切日より10日以内に、減免額についての決定通知を発送します。
- ④2019年5月8日以降に、指定された銀行口座へ減免額を返金致します。

◇ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

駒沢女子大学／駒沢女子短期大学 入試センター

TEL 042-350-7110